

第 1 3 3 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 3 月 1 8 日（金）午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 3 月 1 8 日（金）午後 2 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 3 月 1 8 日（金）午後 2 時 3 0 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 7 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席，欠席の別
出席 名 欠席 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	欠席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司 参事監 真田 明彦
担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 三浦 諭 主任 中島 明子

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 (6) 農地法 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
 (7) 農地の競売に対する買受適格証明願（耕作目的）について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和 3 年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 8番 河田 敬司 9番 國定 豪

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第133回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。8番、河田委員 9番、國定委員 にお願ひします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

三浦係長 議案の追加と訂正があります。申請等(7)農地の競売に対する買受適格証明願(耕作目的)について、2番が追加になっていますので、別紙議案をご確認ください。

また、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について6番と7番の申請地8筆の内、1筆が削除となり、申請地の合計面積が5,868㎡となります。

2月に許可の議決をした北区富原の露天資材置場への転用案件は、2月28日に県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けましたので、許可指令書を交付しています。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

三浦係長 1番、受人は北区佐山に居住し、約5.3ヘクタール耕作する農業者で、増反により一宮山崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番と3番は受人が同じですので同時に説明します。

受人は横井上に居住し、約1.2ヘクタール耕作する農業者で、増反により横井上の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は日応寺に居住し、約88アール耕作する農業者で、増反により栢谷の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は尾上に居住し、約59アール耕作する農業者で、受贈により尾上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと。下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番と7番は受人が同じですので同時に説明します。

受人は西辛川に居住し、経営移譲により西辛川の田畑を所有権移転しようとするものです。なお6番と7番は同じ農地です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願ひします。

板野委員
議長
全員
議長
三浦係長

中・中央地区協議会で、1番から7番について協議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし

次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

8番、受人は新庄下に居住し、約1.2ヘクタール耕作する農業者で、増反により新庄下の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は倉敷市老松町に居住し、新規農により撫川の田を2年間使用貸借しようとするものです。同時に倉敷市の農地の3条申請もなされており、こちらは倉敷市農業委員会で許可となっています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により倉敷市分を含めて下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は倉敷市二子に居住し、約16.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は山田に居住し、約3.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により延友の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は日近に居住し、約72アールの農地を耕作する農業者で、受贈により日近の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長
小橋委員
議長
全員
議長
三浦係長

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

北・吉備地区協議会で、8番から12番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし

次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

13番、受人は御津高津に居住し、約77アール耕作する農業者で、増反により御津高津の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は御津石上に居住し、約51アール耕作する農業者で、増反により御津石上の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は御津中泉に居住し、約7.9ヘクタール耕作する農業者で、増反により御津中泉の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は建部町川口に居住し、約78アール耕作する農業者で、受贈により建部町三明寺の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員

御津・建部地区協議会で、13番から16番の4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし

議長

次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任

17番、受人は南区飽浦に居住し、約35アール耕作する農業者で、増反により飽浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は南区浦安西町に居住し、約2.7ヘクタール耕作する農業者ですが、増反により浦安西町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は東区草ヶ部に居住し、約32アール耕作する農業者ですが、増反により阿津の田を2年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は南区西高崎に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により、川張の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は南区迫川に居住し、約65アールの農地を耕作する農業者で、増反により、片岡の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

國 定 委 員 南区協議会で、17番から21番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区21番までの21件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局から願います。

三 浦 係 長 1番、転用目的は農地改良工事のための一時転用です。
農地改良により、苺栽培を行うもので、期間は令和4年3月19日から令和4年9月30日までです。
農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
2番、本件は、令和3年10月に農振除外済みの案件で、転用目的は農家住宅です。
申請人は、和井元の実家に居住し、約142アール耕作する会社役員兼農業者ですが、実家を妹と姪が相続することになり、耕作地に近く、自ら所有する申請地に農家住宅を建築しようとするものです。
農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、申請人の所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

小 橋 委 員 北・吉備地区協議会で1番と2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に南区の説明を事務局から願います。

中 島 主 任 3番、転用目的は貸露天駐車場・自己用駐車場です。
永久転用を目的とした一時転用申請で、転用期間は、許可日から3年間です。
申請人は、南区飽浦に居住していますが、自身の駐車場が不足しているため、また近隣住人からも駐車場として利用したいとの要望があったことから、自宅に隣接する申請地を、貸露天駐車場・自己用駐車場に転用しようとするものです。
農地区分は、児島地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
4番、転用目的は、農業用露天駐車場・露天資材置場です。
申請人は、南区奥迫川に居住する農業者ですが、農業用機械や資材の置き場が不足しているため、現在使用している農業用倉庫に近い申請地を農業用露天駐

車場・露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、3番と4番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

議員 異議なし

議長 それでは申請等(2)は、北・吉備地区1番から南区4番までの4件ですが、いずれも許可と決定してよろしいか。

議員 異議なし

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番、転用目的は自己住宅です。

議案9ページ、転用事業計画変更承認申請1番と同時申請の案件です。

申請人は、平田の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、夫の勤務地に近い申請地を所有権移転し、転用許可済みの隣地とあわせ、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は露天資材置場です。原型復旧を行う一時転用で、期間は許可日から3年間です。

申請人は北区万成東町で、建設業を主な事業としており、岡山市北区谷万成2丁目にある露天資材置場を利用していますが、事業伸展に伴い申請地付近に新たな露天資材置場が必要となったことから、当該法人代表取締役が所有する申請地を賃貸借し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。

協議会の審議では、所有者の3条取得後の耕作状況が芳しくなく、原形復旧をする一時転用とはいえ、復旧後に営農が行われるか疑問であるため、営農計画の提出を受けて判断する必要があることから保留意見となっています。また許可となったときには、申請地に一時転用である旨の表示をさせること、としています。

8ページ34番、転用目的は、営農型太陽光発電設備で、前回保留の案件です。

申請人は、北区玉柏で約40アール耕作する農業者ですが、農外収入を得るため母所有の申請地を使用貸借し太陽光発電設備として一時転用しようとするもので、一時転用期間は許可日から3年間です。また、パネル下部の農地ではパクチー栽培を行う計画です。

営農型太陽光発電設備の転用は通常の農地転用の審査に加え、転用後パネル下部で適切な農業がおこなわれるかどうかを審査する必要があり、「営農計画書」やパネル下部で日照がさえぎられることで、作付予定作物にどのような影響があるかを示した「知見を有する者の意見書」等の添付が必要となります。

なお、太陽光発電設備は設置済ですが、令和2年7月以降売電を行っていない

との申立てです。

前回の審議では発電設備による売電の有無の確認と栽培計画及び「知見を有する者の意見書」が適当かどうかの審査に必要な情報が不足していたため、保留となりましたが、今回一部について文書が提出されましたが、内容が不十分であり、前回の問題点が解消されなかったため、引き続き必要な資料を求めることとし、協議会で保留意見としています。

議長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員

中・中央地区協議会で、1番と2番、34番の3件について協議したところ、1番については許可意見、2番と34番については、事務局の説明のとおりで、保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし

議長

次に北・吉備地区の説明をお願いします。

三浦係長

3番と4番は同時申請ですので、併せて説明します。
転用目的はいずれも自己住宅です。

3番、申請人は、庭瀬の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、現住居から近く、申請人(妻)の実家にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は、田中の借家で生活していますが、子どもの出産予定があり、家財道具が増え手狭となったことから、夫の職場と実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、6番は同時申請ですので、併せて説明します。
転用目的はいずれも自己住宅です。

5番、申請人は、庭瀬の借家に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、職場に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は、現在、野田三丁目の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、職場に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、備中高松駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は自己住宅です。

申請人は、平野の借家に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い妻の父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、9番は同時申請ですので、併せて説明します。

転用目的はいずれも自己住宅です。

8番、申請人は、倉敷市早高の実家に一人で生活していますが、実家を売却す

ることになったため、職場に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は、倉敷市大内の借家に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で3番から9番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 10番、転用目的は露天車両置場で、一時転用中です。

申請人は南区古新田で自動車販売業を行っています。車両の置場が不足したため、平成31年3月18日付で露天車両置場として一時転用し、3年間賃貸借していましたが、引き続き使用するため、申請地を永久転用するものです。

農地区分は、福田地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は露天駐車場です

申請人は南区古新田の自宅で生活していますが、娘夫婦が高齢の申請人夫婦の面倒を見るため自宅を訪問する際、車を停める場所がないことから、自宅に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番から17番までは地区が同じですので同時に説明します。

転用目的は、いずれも自己住宅です。

12番、申請人は北区今保の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、勤務地に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は中区湊の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、実家に近く、子供の面倒を見てもらいやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は北区今5丁目の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、実家に近く、互いに協力し合える申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は北区今保の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、現住所に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は津山市沼の借家に、夫婦と子供4人の6人で生活していますが、岡山市に転勤する予定があり、転勤先に近く、通勤に便利な申請地を所有権

移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は都窪郡早島町若宮の借家に、夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の実家に近く、親の手伝いをしやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番から28番までは地区が同じですので同時に説明します。

転用目的は、いずれも自己住宅です。

18番、申請人は南区芳泉2丁目の借家に、夫婦と子供2人の4人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、実家に近く、子育ての支援を得られやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は南区芳泉4丁目の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、現住所に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は北区東古松南町の借家に、夫婦と子供2人の4人で生活していますが、妻の勤務地に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は南区泉田一丁目の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の勤務地に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は南区泉田三丁目の借家に、夫婦と子供2人の4人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、現住所に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は南区新保の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は南区万倍の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、実家に近く、子育て支援を得られる申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は南区福田の借家に、夫婦と子供2人の4人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、現住所に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は南区芳泉三丁目の借家に、夫婦と子供3人の5人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、現住所に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人は南区福島四丁目の借家に、夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家に近い申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は親子で、父は南区芳泉4丁目の妻所有の持家に夫婦と子、母の4人で生活し、子は南区泉田3丁目の借家に夫婦と子供1人の3人で生活していますが、この度、父と子の家族で同居することになり、家財道具が増え、手狭になることから、実家に近い申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

なお、妻の持家には引き続き妻と子、母が居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、本件は令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は北区牟佐の社宅に夫婦と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家に近く、両親の世話や農業の手伝いをする際に便利な、妻の父が所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、本件は令和3年5月18日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は倉敷市大島の借家に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭となったことから、実家に近く、農業を継ぐ際にも便利な父が所有する申請地を所有権移転して、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、本件は令和3年5月18日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は南区福田の借家に夫婦と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭となったことから、実家に近く、農業を継ぐ際にも便利な父が所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番、転用目的は露天駐車場・露天資材置場です。

申請人は南区箕島にて建設業を営んでいますが、使用中の露天資材置場を地権者に返還することになり、代替りの露天資材置場が必要となったことから、国道2号線や西バイパスに近く、利便性の良い申請地を所有権移転して、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

33番、転用目的は露天資材置場で、一時転用中です。

申請人は南区箕島にて通信・電気工事業を行っており、平成31年2月18日付で一時転用し、露天資材置場として、3年間使用していましたが、引き続き使用するため、申請地を永久転用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

國 定 委 員 南区協議会で、10番から33番までの24件について協議したところ、事務局説明のとおり全件許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 それでは申請等(3)については、中・中央地区の2番と34番を保留とし、その2件を除く、中・中央地区1番から南区33番までの32件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それではそのように決定します。次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、審議します。事務局より説明をお願いします。

三 浦 係 長 1番、転用目的は、当初計画と変わらず自己住宅です。

議案5ページ申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請1番と同時申請の案件です。

平成31年2月25日付で許可となった案件で、当初転用者らの子どもの安全性や当初転用者ら自身の老後の利便性を考慮し建築計画が見直されたことから、この度、転用面積ならびに建築面積、転用後の所有権の持ち分比率を変更した計画により継続して転用事業を行うものです。

申請者は、平田の借家に承継者とその子どもの3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、夫の勤務先に近い申請地を所有権移転し、同時5条申請の隣地を併せ、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

板 野 委 員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 申請等(4)の1番については承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それではそのように決定いたします。次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転を事務局から説明してください。

中 島 主 任 10ページ中・中央地区、11ページ南区の計2件です。これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、申請等(5)は原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

議長 それでは原案のとおり決定いたします。次に申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

中島主任 12ページ1番から18ページ20番までの20件で、すべて相続による所有権取得です。4番、5番はあっせん希望がありますので、内容を確認の上、担当委員さんと協議の予定です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし

議長 それでは申請等（6）については20件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全議員 異議なし

議長 それではそのように決定します。

次に申請等（7）農地の競売に対する買受適格証明願（耕作目的）について、事務局より説明をお願いします。

中島主任 19ページ1番、および別紙追加議案の2番の2件は、増反を目的に競売農地について入札参加を希望しているもので、3条と同様の審議をお願いします。なお、入札期間は4月7日から4月14日までとなっています。

1番、申出人は北区野田3丁目に居住し、世帯で約32アールの農地を耕作する農業者で、増反により宗津の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、3条許可後、下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

別紙2番、申出人は南区片岡に居住し、世帯で約63アールの農地を耕作する農業者で、増反により宗津の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

南区協議会の審議では、2件とも適格者と認める意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし

議長 申請等（7）は、2件とも適格者と認め、証明書の交付を決定してよろしいですか。

全議員 異議なし

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

中島主任 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、20ページ1番から5番までの5件で、転用目的は貸露天駐車場1件、自己住宅1件、露天駐車場1件、宅地1件、共同住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、21ページ1番から22ページ15番までの15件で、転用目的は分譲住宅用地等4

件、敷地拡張1件、福祉施設1件、自己住宅2件、歯科医院1件、自己専用住宅用地1件、長屋住宅1件、アパート1件、事務所、農機具修理工場1件、住宅用地1件、露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については23ページ1番から25ページ19番までの19件で、耕作目的が17件、転用目的が2件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、26ページ1番から5番の5件で、内容はすべて農業用倉庫です。

報告(5)農地改良届については、27ページ1番から4番の4件で、普通野菜畑2件、果樹園・普通野菜畑1件、育苗圃1件です。

議 長
全 員
議 長
事 務 局
議 長
事 務 局
職 務 代 理

これらの報告について、ご質問等がありますか。

ありません。

それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

第2号議案を説明

以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

次回総会予定(4月18日(月))

これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時30分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員